

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業の 申請受付及び補助事業実施期間を延長します

東京都と公益財団法人東京観光財団は、宿泊施設非接触型サービス等導入支援補助金について、申請受付及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- 申請受付期限 **【変更前】** 令和3年10月31日(日)まで
【変更後】 令和3年12月31日(金)まで
- 補助事業実施期間 **【変更前】** 交付決定日から令和3年12月31日(金)まで
【変更後】 交付決定日から令和4年1月31日(月)まで

募集の概要

- 1 補助対象施設** 都内の「旅館・ホテル」又は「簡易宿所」であること
- 2 支援内容**
 - (1) 施設整備等に対する補助**
 - ① 補助対象事業** 宿泊施設が新型コロナウイルス感染症対策を行う際の経費を補助
 - ② 補助対象経費** 自動チェックイン機、非接触型体温計、マスク、消毒液等の購入や自動ドア、自動水栓等への改修 など
※令和2年5月14日以降で既に着手した対策も実施の確認ができれば対象とします。
 - ③ 補助率** 3分の2
 - ④ 補助限度額** 1施設当たり400万円(消耗品購入のみの場合は100万円)
 - (2) アドバイザー派遣** 宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む際、専門家がアドバイスをを行います。上限5回(無料)
- 3 申請受付期限** 令和3年12月31日(金)まで (消印有効)
※ただし、受付期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。
- 4 申請先** (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課
〒162-0801 東京都新宿区山吹町3-4-6番地6日新ビル5階
※申請書類や手続き方法等については、(公財)東京観光財団ホームページ
(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-yado/r3/>)をご覧ください。

【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課

電話 03-5320-4802

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課

電話 03-5579-8463